

---

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回川西町議会定例会第20日目の会議を開きます。

(午前11時35分)

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎議第16号 川西町特別職の職員の給与に関する条例及び議会の議員

その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてから議第20号 町道路線の認定についてまでの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第16号 川西町特別職の職員の給与に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてから議第20号 町道路線の認定についてまでの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該5議案については、本定例会第1日目の3月4日本会議において、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものであります。その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長伊藤 進君。

8番伊藤 進君。

(総務文教委員会委員長 伊藤 進君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 それでは、総務文教常任委員会に付託された議案の審査報告をいたします。

令和2年3月4日、第1回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を、次のとおり報告いたします。

1、審査日程、2、議案説明のため当局より出席した者、3、付託議案については記載のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果について、朗読いたします。

(1) 議第16号 川西町特別職の職員の給与に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

地方公務員法及び地方自治法施行規則が改正されたことに伴い、関係条例を改正する旨の説明を受けた。

(2) 議第17号 川西町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことに伴い、本条例を改正する旨の説明を受け、窓口における手続を慎重に行うよう意見を付した。

(3) 議第18号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

人事院規則の改正に準じて特殊勤務手当の支給内容を新設するため、本条例を改正する旨の説明を受けた。

以上、3議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

以上です。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第16号 川西町特別職の職員の給与に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の設定について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第17号 川西町印鑑条例の一部を改正する条例の設定について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第18号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長神村建二君。

9番神村建二君。

(産業厚生常任委員会委員長 神村建二君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 産業厚生常任委員会付託議案審査報告書報告を行います。

令和2年3月4日、第1回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を、次のとおり報告します。

1、審査日程、2、議案説明のため当局より出席した者、3、付託議案は記載のとおりで

ございます。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第19号 川西町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、利息の適用利率を改正する旨の説明を受けた。

(2) 議第20号 町道路線の認定について。

県営大塚西部1期地区経営体育成基盤整備事業に伴い、一般国道287号の一部を町道として認定する旨の説明を受けた。

以上、2議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第19号 川西町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第20号 町道路線の認定について。

本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後 1 時といたします。

(午前 1 1 時 5 1 分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 0 0 分)

---

◎議第 2 号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第 9 号）から議第 15 号 令和 2 年度川西町水道事業会計予算までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第 2、議第 2 号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第 9 号）から議第 15 号 令和 2 年度川西町水道事業会計予算までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該議案については、本定例会第 3 日目の 3 月 6 日本会議において、予算特別委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長井上晃一君。

1 番井上晃一君。

(予算特別委員会委員長 井上晃一君 登壇)

○予算特別委員会委員長 川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

去る 3 月 6 日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第 2 号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第 9 号）、議第 3 号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議第 4 号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）、議第 5 号 令和元年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第 6 号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議第 7 号 令和元年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、議第 8 号 令和元年度川西町水道

事業会計補正予算（第2号）、議第9号 令和2年度川西町一般会計予算、議第10号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第11号 令和2年度川西町下水道事業特別会計予算、議第12号 令和2年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、議第13号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第14号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第15号 令和2年度川西町水道事業会計予算、以上14議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに、本日開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された14議案はいずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第2号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第9号）、議第4号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第5号 令和元年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第8号 令和元年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）、議第11号 令和2年度川西町下水道事業特別会計予算、議第12号 令和2年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、以上6議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

議第3号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第6号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第7号 令和元年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第9号 令和2年度川西町一般会計予算、議第10号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第13号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第14号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第15号 令和2年度川西町水道事業会計予算、以上8議案につきましては、少数の反対者がありましたが、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現についてしかるべくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的、効果的な審査にご協力をいただきました。

これをもって予算特別委員会の報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和元年度川西町各会計補正予算7議案、令和2年度川西町各会計予算7議案、合計14議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第2号 令和元年度川西町一般会計補正予算(第9号)、議第3号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第4号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)、議第5号 令和元年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議第6号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第7号 令和元年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議第8号 令和元年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)、議第9号 令和2年度川西町一般会計予算、議第10号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第11号 令和2年度川西町下水道事業特別会計予算、議第12号 令和2年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、議第13号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第14号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第15号 令和2年度川西町水道事業会計予算、以上、令和元年度川西町各会計補正予算7議案、令和2年度川西町各会計予算7議案、合計14議案について、予算特別委員会の委員長の報告は、14議案とも可決であります。予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎議第33号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第3、議第33号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。追加

提出議案でありますので、川西町議会運用令第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第33号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、非常勤の特別職の日額をもって定める報酬額を改正するため提案するものであります。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第33号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、別紙で概要準備いたしてございますので、そちらをご覧いただきたいと思っております。

1、改正の趣旨でございます。

本町の医師の日額報酬につきましては、川西町特別職の職員の給与に関する条例別表第3において規定しておりますが、本町はこれまで山形県の報酬日額に準じて額を定めております。このたび、山形県の報酬日額が令和2年4月1日から改定されることを受け、非常勤職員の特別職の報酬額のうち日額をもって定める報酬額の上限を改定するものでございます。

2、改正の内容でございます。

日額をもって定める報酬額、右側のほうが改定前で2万2,100円以内で町長が定める額としてございました。それを真ん中の欄でございますが、改定後2万2,300円以内で町長が定める額というようなことで、200円上げるものでございます。下段に山形県の医師の報酬日額を参考で記載をしておりますが、同額でございます。

3、施行期日、令和2年4月1日から施行するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。



○12番 これの該当者は誰になるんですか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 本町で、例えば検診等や予防接種等などで本町でお願いするお医者さんが対象になります。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎議第32号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第10号）

○議長 日程第4、議第32号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第10号）、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。追加提出議案でありますので、川西町議会運用令第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承を願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第32号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第10号）をご提案申し上げます。

令和元年度川西町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,657万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億1,815万8,000円とするものでございます。

内容につきまして、井上未来づくり課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第32号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第10号）につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正の内容につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

今回の10号補正につきましては、歳入歳出予算のほか第2条におきまして繰越明許費の設定を、第3条におきまして債務負担行為の補正を、第4条におきまして地方債の補正を予定してございます。

本日付町長名でございます。

それでは、第2条以下の内容につきまして、3ページを基に最初にご説明させていただきますので、3ページをご覧くださいというふうに思います。

上段からご説明させていただきます。

第2表、繰越明許費の設定でございます。事業でございますが、ため池緊急防災体制整備促進事業でございます。金額は73万7,000円でございます。

この事業につきましては、今年度当初予算におきまして重点ため池のハザードマップの作成を5か所行うこととしてございました。このハザードマップの作成に係りましては、県からの情報提供を基にハザードマップの作成を行うこととしておりましたが、県からの情報の提供が若干遅れてございます。その関係から繰越明許費の設定を行うものでございます。

続きまして、第3表の債務負担行為の補正でございます。

補正の内容につきましては、表の左上に記載してございますとおり追加でございます。

事項名につきましては、商工業振興資金融資制度利子補給でございます。

期間は令和2年度から令和12年度でございます。

限度額につきましては、令和元年度融資残額の年1.0%以内の割合で計算した額となっております。

この内容につきましては、3月17日に開催をいただきました議会全員協議会の際にご報告を申し上げます新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策、国・県それぞれの事業と連携を図りながら取組を行う旨、ご報告をさせていただいているところでございますが、この事業のうち県と協調する形で新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業や小規模事業者に対する無利子の融資制度を創設すべく、債務負担行為の追加を行うものでございます。

続きまして、第4表、地方債の補正でございます。

補正の内容につきましては、表の左上に記載がございまして、おとり変更でございます。

今回の変更につきましては、起債の目的に記載してございます過疎対策事業と振興資金の整備事業につきまして、この間、県とその資金の調整を行った結果として総額では同額でございますが、過疎対策事業を減額し、振興資金整備事業のほうにスライドをするというような補正の内容となっております。

金額につきましては、補正前、補正後を比較いただきますと3,520万円となっております。過疎対策事業がその額が減額となり、振興資金整備事業が同額増額となるというような内容となっております。

過疎対策事業につきましては、国から県のほうに発行の上限額が示され、過疎対策の市町の事業計画を基に県の中で配分を行うというような仕組みとなっております。事業費の確定等によりまして各市町の発行上限額、これを県と協議を行ってまいりました。

その結果として、今回本町につきましては過疎対策事業から振興資金の整備事業に一部スライドをする必要が生じたものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきまして、別紙の概要書を基にご説明をさせていただきますというふうに思います。

今回の10号補正の内容につきましては、3月17日の議会全員協議会でご報告を申し上げます新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策、これに対応する予算の内容が主な内容となっております。

まず、1の歳出でございます。1の補助費等につきましては、障がい介護給付等返還金の増額を計上するものでございます。この事業のみが新型コロナウイルス感染症以外の事業でございます。過年度分の事業費の確定によりまして返還金が生じた関係から増額計上させていただきます。2の物件費以降につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に対応する事業となっております。

まず、物件費の1番最初ですが、放課後児童クラブ運営の委託料の増額でございます。

小学校の臨時休業によりまして、放課後児童クラブの事業料、運営開設する時間等が延長となった関係がございますので、その委託料につきまして増額を計上するものでございます。

次の保育環境改善等事業につきましては、保育所等におきます保健衛生用品備品購入費の増額を計上するものでございます。1か所当たり約50万円というような上限も併せて示されてございます。

その次の教育支援体制整備事業につきましても同様の内容でございます。こちらは幼稚園に対します保健衛生用品備品購入費となっております。

この部分につきましては、3月17日のご報告を申し上げた際には、関係する施設1か所の上限額を4万円として説明をさせていただいたところでございますが、この間の国の検討の結果として、保育所等と同様に1か所当たり50万円という上限額が示された関係から、3月17日にお示しした金額よりも増額という形で、今回は補正予算を計上させていただいております。

次、最後の3の扶助費でございますが、特別支援学校等の臨時休業に伴います放課後等デイサービス支援の扶助費の増額でございます。

これにつきましては、放課後児童クラブと同様に開設時間等の延長に関わります扶助費の増額を計上してございます。

次に、2の歳入に移らせていただきます。

1の国庫支出金でございますが、これにつきましては新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、10割全額、国のほうの支援を受けられることとなっておりますので、歳出の2の物件費、3の扶助費に関わります事業費と同額をここに増額計上してございます。

最後、2の繰入金につきましては、障がい介護給付等の返還金に要します財源を財政調整基金からの繰入金として見込むものでございます。この結果、財政調整基金の残高でございますが、1億810万円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 1つは、この3ページの地方債の補正の関係ですけれども、過疎債、いわゆる課長からありましたとおり、2つ合わせて過疎債の関係、振興資金の関係、金額が同じけれども限度額がいわゆる、過疎債の場合減額、そしてこの振興資金が増額と、こういうように読んでいいのかな。そうなりますと、この限度額、過疎債で様々な事業をやっている分の限度額を減額することによって、ほかのやりたいなという事業に対する影響はないのかという疑問が出てくるわけですが、この辺は限度額であるから、問題なければいいんですけども、1つこれをお聞きしたい。

それから、2つ目は、この4ページ、5ページの関係で、3款の民生費あるいは幼稚園関係については国庫支出金だけ、つまり現場のほうでこのいわゆる補助対象だけでなく、もう少しこれも欲しい、あれも欲しいというようなものがあるのかないかちょっとお尋ねしたいんですけども。

それから、3点目は、社会福祉の631万5,000円のこの流れだけ、基金から出している形になっているんですが、これちょっと簡単にお尋ねします。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 私からは第4表、地方債補正、3ページでございますが、この内容につきまして回答申し上げたいというふうに思います。

この事業につきましては、事業費過疎対策事業そのものについては枠が設定をされているところでございます。各事業の事業費の結果なども基にしながら県と協議を行い、その結果として今回減額が生じた部分につきまして、振興資金のほうにスライドする形で財源確保を図っているというものでございます。よって、他の事業への影響につきましては、影響は特にないというふうに私ども認識してございます。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、私から返還金の635万円についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、障がい介護給付事業につきまして国の負担金が2分の1というふうになっております。その事業費の確定に伴いまして、平成30年度中に交付を受けていました国庫負担金について精算するものであり、超過して受けていた額を返還するものであります。

以上になります。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 では、2点目の、このたびは国庫補助という形で幼稚園、保育所等でございますが、そのほかないかということでございますが、このたび災害対策本部におきまして、各般にわたりましてご意見とご要望を頂戴しておりますが、現在のところはないという形でございます。

以上でございます。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 単純に考えまして、過疎債の借りられる分を減額すれば対象になる事業ができないものも出てくるのではないかと、こういうふうに見るわけです。そういう意味で課長は問題ないということでありましたので、それはそれで分かったんですけども、我々次回こう分かるような言葉だけではなくて何かお示しいただければ大変理解が深まるのではないかと。

原田町長は、何かにつけ過疎債ということで大変ご熱心な町長でありますというふうに聞いております。でありますから、つまり過疎債に該当する、できなければ簡単に言えば本町

の場合は何もできないような状況だと思うんです。そういう意味で我々にこう読み取れるような、何かお題を提供していただければありがたいと、これは要望しておきたい。

それから、鈴木課長が健康子育て課長として答弁されましたけれども、この幼稚園関係の分科会でも申し上げましたが、ここの部分の説明というものは私の理屈から言えば健康福祉課長というより、教育長からそれをもらっている何課だっけ。

(課長です)

○12番 社会教育課長というか、教育長から辞令をもらっている分の説明になってくるのではないかなというような小理屈なんですけれども、その辺はどうなるのか。つまり議長から指名すればいいんですよ、この前申し上げたとおり。その辺ちょっと参考に、今回予算のいわゆる組織図のことを話題にしましたんで、ちょっとお尋ねしたいんですけれども。

それから、町長にお尋ねします。

いずれにしても、町長ね。こういうふう今回の金の流れは、大滝課長からあったのは、つまり前にもらい過ぎていた分を返すと、もらい過ぎた金がどこに入るかといえば、財政調整基金、財調に入ると。この600万はもらい過ぎなんでいわゆる返すと。逆に今度少なかったんで増えるということもあるわけなんですけれども、つまり増えたときは問題ないけれども、これでもらい過ぎたりしたときにやっぱり600万円、1,000万という大きな額が財政調整基金から、災害にかかわらず出さなければならない。やはりこれは分科会で、主査からも報告はあった。あるいは私も指摘を申し上げた蓄えというものになろうかと思うんです。この辺、町長から年度当初でなく補正でありますけれども、この財調のところについて、くどいようでありますがお答えをいただきたい。

以上であります。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 では、1点目。私ども健康子育て課でございますが、こちらのほうの所掌事務、仕事の中身としまして幼稚園を受け持っています。その結果として、職責的には併任という形で辞令を頂戴していますんで。まずはこの答弁につきましても、健康子育て課の課長という形で、先ほど申し上げたところでございます。よろしく申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 補足しますけれども、健康子育てにつきましては、妊娠期から小学校、中学校という子育て期まで切れ目なくということで子育て課に対応させていただきます。

財調に関しましては、財源調整の基金でございますので、その年度の本来ならば繰越金と

して残っている額を財調に積んで置いておくということになりますので、本来ならば返還金についてはもっと早く県のほう、国のほうから示されれば補正を前倒して対応できたわけですが、3月の初日にも間に合わないような形で情報提供があったということで、速やかに返還せざるを得ないということで最終日になったということでございます。

今後とも主査報告でもいただきましたように、財源調整という基金であります。しっかりとした対策が講じられるように基金の増設をしていかなきゃいけないと認識しているところでございます。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 1つは、鈴木課長にご指摘申し上げたこの教育長。前回の会議でも申し上げたと思うんですけども、そのなかなか私のみみ込めないのか分かんないけれども、教育長から辞令もらってる分と町長から辞令もらっている分と2つの併任という言葉があったけれども、そういうものについて、私が理解が足りないのが一番問題だかもしれませんけれども、その辺何かの機会にですね、整理してご指導いただける場面があれば大変いいのではないかと。

教育長が辞令を出している分について、そういう分の整理、どういうふうに議員としてそこに向かうというか、整理したらいいかということについては、ご検討いただきたいと。

町長。申し上げているのは、遅いとか速いとか、私言っているのではなくて、そういうふうに、いうなれば精算のときにまごつかないように基金がこのとおりにあったからですけれども、繰り返しになりますけれども、いわゆる国からの指導の分くらいは最低で、一遍勝負にはいかないわけですが、8億までいったことがあるわけですから。ひとつ頑張っていたきたいというのもおかしいけれども、そこを申し上げているんです。そんなことで。

町長、これからも4年間また引き続きお付き合いすることになるのかどうかよく分かりませんが、質問申し上げたことだけ、簡単にお答えいただければ非常にお互いにやりやすい。長々と言われますと質問したのも何質問したか分からなくなるような状態が続いても、非常に問題があらうかと思うんで。

繰り返しになります。この基金について、繰り返し言いますけれども、こういうふうに突発的ではありませんけれども、予定された内容にしてもこういうような受ける分にはいいけれども出す分がある。そして高額な金額になるわけです。そういう分のやっぱり準備は基金の残高が問題だと思うんですけども、さらに町長からお答えいただきたい。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議員からご指摘いただいたように、災害時、また予測できないような事態が発生する、

さらにはこういった返還金と繰越金だったわけでありましてけれども、返還金のようなものが発生したときにきちんと対応できるような基金の増設については、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑はないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長 日程第5、発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者伊藤 進君。

(8番 伊藤 進君 登壇)

○8番 それでは、発議第1号として新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、ご提案申し上げます。

本案は、山形県町村議会議長会会長菅野富士雄氏の提出依頼に基づき、総務文教常任委員会並びに全員協議会で検討し提案するものであります。

現在の過疎自立促進特別措置法が、令和3年3月末に失効することから引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であると考えことから、川西町議会会議規則第14条の規定により提案するものであります。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

それでは、意見書を読み上げて提案といたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特



別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、令和元年台風19号による河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食糧・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年3月23日。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣宛てであります。

議長名であります。

本案のとおりご可決いただけますようお願いを申し上げます、提案説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用令第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 この意見書については、先ほど申し上げましたとおり反対するものではありません。

むしろこれは継続して国にお願いすべきものだと思います。

お互いに確認というか、委員長ね、勉強の意味で、委員長が分からない分という失礼ですけれども、あれば当局にもというふうにも思ったので、あえて手を挙げたんですが。先ほど過疎債のいわゆる借りられる分、過疎事業する場合に借りられる分の過疎債、過疎計画というのがあるわけですが、その所管課長は限度額、つまり借りられる額を、分かりやすくいえば自ら金額を3,000万下げたかと、まずね。

その分は影響ないかといったらないということで、それはそれでいいんですけども、その限度額というものは、過疎債のいわゆる川西町でいわゆる過疎債、それを使ってされる限度額というものはあるんですか。そういうようなご審査されたのか、そこまで突っ込んでされなかったと思うんですが、もしされたら事務方から最初の委員長から、お答えいただきながらちょっと参考聞いておきたいな、いわゆる限度額、川西町は3億ですよ、4億ですよというような限度額があるかと思うんですけども、何かしら何でもできるような感じで、今までずっと来たような感じもするので、ちょっとその辺お互いに、当初予算の時期ですから、勉強しておく意味でも大事なかなと思って実は手を挙げたところです。それについての質疑ということがあったので、ちょっと勉強しておきたい。

○議長 8番伊藤 進君。

○8番 委員会の中では、話は出ておりませんでした。私もそこまではちょっとお聞きしなかったものですから。もし当局のほうでお答えいただければと思いますけれども。

○議長 暫時休憩いたします。

(午後 1時47分)

---

○議長 会議を再開します。

(午後 1時48分)

---

○議長 8番伊藤 進君。

○8番 過疎債というのは、全国で枠が決まっておるというふうな話でありまして、それを各県のほうで割り振ると。その県に割り振られたものを各県の過疎地域というところでまた配分するというふうな流れで、協議を行いながら額が決定していくというようなことでありますので、最初から金額が確定しているというものではないということのようであります。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 ありがとうございます。つまり委員長。いわゆる国の過疎債の枠があって、本会議中ですからちょっとあまりいつも砕けた話して議長に怒られるんですけども、ごめんなさいね。分かりやすく言えば分捕り合戦ですよ。もっと別なことで言うと政治力というか、俺流の言葉で言うと。決まった額を47都道府県ということですよ、今すり合わせした答弁は、委員長。

総額があって100なら100あって、そして47都道府県でお互いに様々事業を挙げるわけですよ。おそらく国で考えておる額以上に出てきた場合に調整というのは出てくると思う。その中でやっぱりまず一番先、吉村知事に頑張ってもらって分捕り合戦してもらって、知事がうーんというような35市町村での分捕り合戦、ということになると思うんです。そういうような表現でいいのかな、まずね。

そうなりますと、やはりめんごがられるところということとやっぱり国から、そういうこといつも言うと怒られるけれども、消費税10%に反対している町では、うーんと言うブラックリストですよ。

また戻りますけれども、ですから影響ないと課長言われたことは、町長、分かるんですけども、ならば事業はしたことないけれども、原田町長が言っているいわゆる100万借りても70万は後からもらえると、実質30万の借金なんだと、こういう論法ですから、ここは最高にこの事業はありがたい事業なんです。しかしその限度額をぐっと自ら額を落としている必要もないような気もするし、またその辺はどういうものかなと思ったんで、いずれお互いに頑張らなければならない。こういう部分の趣旨のいわゆる事業の意見書を出すということになろうかと思いますが、どうですか。

○議長 すみません。これ全協で話しておりますので、高橋議員もっとう詳しくということなんだけれども、話しておりますのでまた別の機会にさせていただきたいと思います。

○議長 暫時休憩いたします。

(午後 1時51分)

---

○議長 会議を再開いたします。

(午後 1時55分)

---

○議長 8番伊藤 進君。

○8番 ただいまの件につきましては、深く過疎債についてという話合いも委員会の中で出て

おりませんので、町村議長のほうからの提案ということでありましたのでそれのみについての審議をしたということでもあります。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑はないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎請願の審査報告

○議長 日程第6、請願の審査報告を行います。

請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願。

本請願は、本定例会において、産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長神村建二君。

9番神村建二君。

(産業厚生常任委員会委員長 神村建二君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 請願第1号、請願審査報告。

令和2年第1回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました請願第1号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願については、去る3月10日、議場において委員7名の出席と産業振興課長ほか関係職員の出席を得て慎重に審査、検討いたしました。

本請願は、最低賃金を引き上げることや最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること及び最低賃金の引上げを円滑にするため、中小企業への支援策を拡充する旨の意見書の提出を求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは山形県は全国一最低賃金が低く、人材不足や生産力にも影響を及ぼしていること、賃金水準は全国一律であるべきとのことから、採択すべきという意見が出

されました。

採決の結果、本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定しました。

以上、請願第1号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑はないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願、産業厚生常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

#### ◎発議第2号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第7、発議第2号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は各常任委員会、議会運営委員会及び令和元年台風19号の被災に関する調査特別委員会において、それぞれ検討され申出があったものであります。

これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 閉会中の所管事務調査については、許可することに決定いたしました。

---

#### ◎日程の追加

○議長 以上をもって全日程を終了いたしました。先ほど、日程第6、請願の審査報告において、請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願が採択されたことに伴う意見書の提出について、これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

ここで、議案配付のため暫時休憩いたします。

(午後 2時02分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時04分)

---

◎発議第3号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書  
の提出について

○議長 追加日程第1、発議第3号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者神村建二君。

9番神村建二君。

(9番 神村建二君 登壇)

○9番 発議第3号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について。

以上の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則（昭和63年議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

令和2年3月23日提出。

提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書。

令和元年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,013円、山形県では790円で、最も低い15県のうちのひとつである。これでは、フルタイムで働いても年収120万円から150万円にしかならず、最低賃金法第9条第3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、山形県と東京都では、同じ仕事でも時給223円もの格差がある。しかも年々格差が拡大している。若い労働者の都市部への流出を招き、地域の労働力不足を招いている。地域経済の疲弊につながり、同時に自治体の税収が不足し、行政運営にも影響が出始めている。調査によれば、健康で文化的な生活をするうえで必要な

生計費に地域による大きな格差は認められない。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準である。また、そのほとんどの国では、地域別ではなく全国一律制をとっている。OECD加盟国は最低賃金を引き上げ、購買力平価換算で時間額1,200円以上、月額20万円以上は当然となっている。政府が率先して、必要な中小企業支援策を実施して、公正取引ルールを整備し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的な使いやすい支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げることを要望する。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

そのために、最低賃金の引き上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

#### 記

- 1 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金を引き上げること
  - 2 政府は、最低賃金法を「全国一律最低賃金制度」に改正すること
  - 3 政府は、最低賃金の引き上げを円滑にするため、中小企業への支援策を拡充すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長宛て  
山形県川西町議会議長加藤俊一。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑はないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長 これをもって、令和2年第1回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午後 2時10分)